

## 指定認知症対応型共同生活介護

### グループホーム今城の丘 重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。  
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

#### ◇◆目次◆◇

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 1. 事業経営法人.....               | 1 |
| 2. 事業所の概要.....               | 2 |
| 3. 施設の概要.....                | 2 |
| 4. 職員の配置状況.....              | 3 |
| 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....   | 3 |
| 6. 秘密の保持.....                | 5 |
| 7. 協力体制.....                 | 6 |
| 8. 緊急時における対応方法および非常災害対策..... | 6 |
| 9. 苦情の受付について.....            | 7 |
| 10. 身体拘束等について.....           | 8 |
| 11. 運営推進会議の概要.....           | 8 |
| 12. 高齢者虐待防止について.....         | 8 |
| 13. 衛生管理.....                | 8 |
| 14. 重度化した場合の対応.....          | 9 |
| 15. 利用にあたっての留意事項.....        | 9 |

#### 1. 事業経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 春樹会
- (2) 代表者氏名 理事長 内海 健雄
- (3) 法人所在地 大阪府高槻市郡家本町13番18号
- (4) 電話番号 072-681-2020 FAX 072-681-5151
- (5) 設立年月 平成19年3月31日

## 2. 事業所の概要

- (1) 実施事業 認知症対応型共同生活介護
- (2) 事業所の名称 グループホーム今城の丘
- (3) 管理者氏名 福田 晴香
- (4) 介護保険事業者指定番号 第2790900134号
- (5) 事業所の所在地 大阪府高槻市郡家本町12番24号
- (6) 電話番号 072-681-2625 F A X 072-681-2635
- (7) 開設年月日 平成21年10月1日
- (8) 事業の目的 要介護状態の利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護等を提供することを目的とする。
- (9) 当事業所の運営方針 指定認知症対応型居共同生活介護等の提供にあたって、要介護状態の利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- (10) 定員 9人
- (11) 通常の事業の実施地域 高槻市全域
- (12) 営業日 365日
- (13) 営業時間 24時間

## 3. 施設の概要

### (1) 主な設備の概要

| 設備の種類 | 室数      | 備考            |
|-------|---------|---------------|
| 宿泊室   | 9室      | 定員1名          |
| 食堂・居間 | 35, 90㎡ | 1人あたり4㎡       |
| トイレ   | 3箇所     | うち1箇所車椅子対応トイレ |
| 台所    | 1室      |               |
| 浴室    | 1室      |               |

※上記は、厚生省が定める基準により、指定認知症対応型共同生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、入居者に特別にご負担いただく費用はありません。

## 4. 職員の配置状況

当施設では、入居者に対して指定認知症対応型共同生活介護のサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職種         | 常勤 | 非常勤 | 職務内容 |
|------------|----|-----|------|
| 1. 管理者     | 1名 | 0名  | 管理業務 |
| 2. 計画作成担当者 | 0名 | 1名  | 計画作成 |
| 3. 介護従事者   | 名  | 名   | 介護業務 |

〈主な職種の勤務体制〉

| 職種         | 勤務体制                                                                                      |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 管理者     | 時間 9:00～18:00                                                                             |
| 2. 計画作成担当者 | 時間 9:00～14:00                                                                             |
| 3. 介護従事者   | 日中 6:00～22:00<br>夜間：22:00～翌6:00 1名 早番：6:00～14:00 1名<br>日勤：8:30～17:30 1名 遅番：14:00～22:00 1名 |

☆土日は上記と異なります。実施時間は変更する場合があります。

## 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、入居対して以下のサービスを提供します。

### (1) 介護保険の給付の対象となる居宅サービス

以下のサービスについては、利用料金の7割から9割相当（負担割合証の記載による）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

#### ①入浴

入居者の状況に応じ、衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等の適切な介助を行います。

なお、入浴サービスの利用は任意です。

#### ②排泄

入居者の状況に応じ、適切な介助を行い、排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

#### ③食事

朝食（7:00～） 昼食（12:00～） おやつ（15:00～） 夕食（18:00～）

食事の提供及び食事の介助をします。

食堂にてみなさん御一緒にお食事していただくよう配慮します。身体状況、嗜好、栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。アレルギー等ある方は事前にご相談ください。

#### ④生活相談・その他

日常生活に関することについて相談できます。

#### ⑤機能訓練

入居者の状況に応じた機能訓練を行い、機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

## ⑥健康管理

協力医療機関による定期往診あり

毎日健康チェックを行い入居者の健康状態の把握に努めます（血圧測定、体温測定、問診）

## ⑦レクリエーション

敬老会・クリスマス会・夏祭り等、季節の行事。

入居者が季節を感じ、楽しんで参加できるよう配慮します。

## ＜サービスの利用料金＞

### ① 介護保険料（1月を30日として計算）

| 介護区分 | 単位数（1日） | 1割負担    | 2割負担    | 3割負担    |
|------|---------|---------|---------|---------|
| 支援2  | 761単位   | 24,063円 | 48,126円 | 72,189円 |
| 介護1  | 765単位   | 24,190円 | 48,379円 | 72,568円 |
| 介護2  | 801単位   | 25,328円 | 50,656円 | 75,983円 |
| 介護3  | 824単位   | 26,055円 | 52,110円 | 78,165円 |
| 介護4  | 841単位   | 26,593円 | 53,185円 | 79,778円 |
| 介護5  | 859単位   | 27,162円 | 54,323円 | 81,485円 |

※単位数単価10.54円

### ②若年性認知症利用者受入加算

※該当者のみ、1日に付き、120単位

### ③初期加算 1日 30単位

※入居してから30日間を限度にかかる加算です。なお30日を超える病院又は診療所への入院後に再び入居された場合も同じです。

### ④認知症対応型処遇改善加算（Ⅱ）

※基本報酬と上記の加算を足した総単位数に17.8%を乗じた単位数

家賃 …60,000円（月額）（入退所時のみ日割り）

光熱費 …30,000円（月額）（入退所時のみ日割り）

リース料 …100円（一日）テレビ・家具等

食費 …57,000円（※30日計算）

朝食 400円 昼食 700円（おやつ付き）夕食 800円

その他 …寝具一式（枕カバー、包布、シーツは週1回交換、  
枕、布団、敷パットは半年に1回交換）

※業者へクリーニングの依頼をする場合（汚染等）は実費を頂きます。

掛け布団 500円・敷きパット 350円・枕 150円・包布 100円・シーツ 350円・  
マットレス 3,000円（退去時クリーニング料金必要）

おむつ代 …紙おむつ (L) 130 円 (M) 100 円、リハビリパンツ (L) 130 円 (M) 100 円、  
尿取りパット(大)60 円、(小) 30 円

イベント参加費等…クリスマス会、敬老会、喫茶、特別行事食、誕生日会等イベント毎に  
料金を徴収させていただく事があります。

レクリエーション費…毎月 100 円から 500 円程度の徴収をさせていただきます。

訪問理美容…(希望者のみ、ゆうちょ銀行払込取り扱い票にて業者に支払い願います)

※個人使用による日用消耗品、医療費薬剤費等は別途かかります。

※居住費・光熱費は入院時も月額分を負担していただきます。

## (2) お支払い方法

毎月、月末締め、翌月 10 日付けで利用明細を添えて請求書発送、  
27 日(自動引落し)。

\* 振替日が土日休日の場合は、翌営業日振替えさせていただきます

・通帳に記載される名称はフク) シュンジュカイです。

・領収書は次月の請求書に同封させていただきます。

・新入居時、口座振替の手続きに時間を要する場合がございます。

手続きが完了するまでは、下記の指定口座にお振込みをお願い致します。

・残高不足などにより引き落としができなかった場合、下記の指定口座にお振込みをお願い  
致します。

### 【口座振替できなかった場合の振り込み先口座】

三井住友銀行 高槻支店 普通預金 2726529

社会福祉法人 春樹会 理事長 内海健雄

\* 入居者(ご本人)様のお名前でお振込ください。

\* 振込み手数料は入居者様の御負担となりますので御了承下さい

## 6. 秘密の保持について

- (1) 事業所及び事業所の従業者は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を正当な理由無く  
第三者に漏らしません。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業  
者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内  
容とする。
- (3) 個人情報の保護について、事業所は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関す  
る法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取

り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

また、事業者が得た入居者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入居者又はその代理人の了解を得るものとする。

## 7. 協力体制について

当事業所は以下の医療機関、施設と連携をしています。

### ①協力医療機関

|         |                           |
|---------|---------------------------|
| 医療機関の名称 | 医療法人仁寿会 郡家クリニック           |
| 所在地     | 大阪府高槻市郡家本町6番5号            |
| 診療科     | 外科・内科・整形外科・胃腸科・リハビリテーション科 |
| 電話番号    | 072-686-5001              |

### ②協力歯科医療機関

|         |                            |
|---------|----------------------------|
| 医療機関の名称 | 医療法人仁寿会 仁寿会歯科クリニック         |
| 所在地     | 大阪府高槻市大畑町22-4 ドロメンスカセ3番館2階 |
| 電話番号    | 072-696-2118               |

### ③協力介護老人保健施設

|         |                |
|---------|----------------|
| 連携施設の名称 | 介護老人保健施設ケーアイ   |
| 所在地     | 大阪府高槻市大字原112番地 |
| 電話番号    | 072-687-0103   |

### ④協力介護老人福祉施設

|         |                            |
|---------|----------------------------|
| 連携施設の名称 | 社会福祉法人春樹会 特別養護老人ホームぐんげ今城の丘 |
| 所在地     | 大阪府高槻市郡家本町13番23号           |
| 電話番号    | 072-681-1500               |

## 8. 緊急時における対応方法及び非常災害対策

### 1 緊急時における対応方法

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに入居者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じることともに、管理者に報告する。
- (2) 入居者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該入居者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- (3) 入居者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

### 2 非常災害対策

非常災害に備え、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者

または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関等との連携方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。

## 9. 苦情の受付について

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 福田 晴香 TEL:072-681-2625 [職名] 管理者

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

また、苦情受付ボックスを受付に設置しています。

### (2) 指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- ・本事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- ・本事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

### (3) 行政機関その他苦情受付機関

|                   |                                                  |
|-------------------|--------------------------------------------------|
| 高槻市健康福祉部<br>福祉指導課 | 所在地 大阪府高槻市桃園町2番1号 総合センター14階<br>電話番号 072-674-7821 |
| 大阪府社会福祉協議会        | 所在地 大阪市中央区谷町7-4-15<br>電話番号 06-6191-3130          |

### (4) 第三者による評価の実施状況

|               |                   |
|---------------|-------------------|
| 第三者による評価の実施状況 | 有                 |
| 実施日           | 令和7年1月21日         |
| 評価機関名称        | NPO法人ナルク 福祉調査センター |
| 結果の開示         | 有                 |

## 10. 身体的拘束等について

- (1) 事業所は当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行わない。
- (2) 前項の規定による身体拘束等は、あらかじめ入居者の家族に説明を行い文章で同意を得た場合のみ、その条件と期間のみ行うことができる。
- (3) 前各項の規定による身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

## 11. 運営推進会議の概要

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。
- (2) 運営推進会議の開催は、おおむね2か月に1回以上とする。
- (3) 運営推進会議のメンバーは、入居者、入居者家族、地域住民の代表者、高槻市の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び指定認知症対応型共同生活介護についての知見を有する者とする。
- (4) 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
- (5) 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

## 12. 高齢者虐待防止について

高齢者虐待防止等のための取り組み 事業者は、入居者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①研修等を通じて、従業者の人権意識及び知識や技術の向上に努めます。
- ②個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が入居者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

## 13. 衛生管理

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理を努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。
- (2) 指定認知症対応型共同生活介護事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

#### 14. 重度化した場合の対応

- (1) 入居者の体調悪化時や病状の急変等の緊急時には、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、主治医又は協力医療機関へ連絡を取る等必要な措置を講じます。緊急時には、基本的にご家族の付き添いにより、受診して頂きます。状況によっては、事業所の判断により救急車による搬送を要請することがあります。
- (2) 重度化する入居者の状態変化に応じて、事業所の支援の在り方や対応方針を入居者、家族、職員、主治医等が入居者本位に出来るようにその都度検討しながら対応していきます。
- (3) 入院中の居住費、食費については、下記【15. 利用に当たっての留意事項】の⑤⑥をご参照下さい。
- (4) 病院や施設等に変わる場合でも、継続的なケアが提供できるよう情報提供を行います。

#### 15. 利用に当たっての留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている入居者の共同生活の場として快適性、安全性、を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

##### ① 面会時間

10:00～16:00(緊急やむを得ない場合はこの限りではありません)

来所の方は、必ず、1階事務所にて、入居者面会簿へのご記入をお願いします。

また、風邪等体調不良の方は、面会のご遠慮下さい。また、生もの食品や、医薬品の持ち込みはご遠慮下さい。施設内で感染症が発生した場合は、一時的に面会をお断りさせて頂く場合もございます。感染症対策にご協力ください。

##### ② 面会時について

施設での提供している食事以外のお持ち込みの食べ物の喫食は、共同生活室では、ご遠慮ください。また、生ものや、ご本人様で、食べきれない必要以上の食べ物のお持ち込みは禁止となります。お持ち込みの食べ物は面会終了時に、全てお持ち帰り下さい。

##### ③ 外出・外泊について

外出・外泊をされる場合は、事前にお申し出ください。その際にお食事の不要な場合もお申し出ください。

規定の時間までにお申し出いただきますと、食事に係る自己負担額は減免されます。

また、外出先で、お酒を飲まれた場合は、共同生活に支障きたす場合があるため、酔いが冷めた状態で、ご帰所ください。

##### ④ 外出・受診の付き添いについて

外出や、受診の付き添いは、原則ご家族様でお願いいたします。

##### ⑤ 入院について

原則として、解約になります。ただし、申し出があれば、3か月を限度に居室を保留扱いにできます。(その場合、家賃光熱費は全額発生いたします)

リース料・介護保険一割負担金は、実日数分ですが、食費は実日数分と、欠食締切りに間に合わなかった分が発生致します。

なお、3か月を超える長期入院につきましては一旦解約扱いとなりますので予め御了承下さい。退院の目途がつきましたら、施設より、入院先病院へ診療情報や看護サマリーなどの提出を依頼し、退院後の施設受け入れ可否の判定会議を開き、受け入れが可能な場合、退院日を相談させていただきます。

#### ⑥ 欠食についての取扱い

下記指定の時間までにお申し出がありますと、食費は発生しません。

なお指定の時間までに御連絡がない急な欠食につきましては、食費が発生しますので予めご了承下さい。

朝食 (1食¥400)→3日前の17:30まで

昼食・おやつ (1食¥700)→2日前の10:00まで

夕食 (1食¥700)→2日前の15:00まで

※食事の置き置き…食事提供時間(朝食→7:00、昼食→12:00、おやつ→15:00、夕食→18:00)より2時間まで置き置きすることができます。

#### ⑦ 持ち込みの制限

入居にあたり、持ち込むことができないものがあります。

また、下記以外のもので、入居者様の心身状況を判断し、ご家族様と相談の上、禁止させていただく場合もございます。

- ・ペット類【犬・猫・小鳥・ハムスター・金魚等の動物】
- ・生花、土のついた鉢植え等の植物(造花は可能)
- ・刃物【ハサミ・カッターナイフ・果物ナイフ・包丁・T字カミソリ・押しピン・安全ピン・爪切り・針等】
- ・ガラス製や陶器製の割れやすい日用品、家具等
- ・危険物、火気【たばこ・ライター・マッチ・ろうそく・お線香・蚊取り線香等】
- ・発熱性の電化製品【アイロン・電気ストーブ・電気毛布・電気あんか等】
- ・生もの、面会時に食べきれない食べ物等
- ・お酒【ビール・発泡酒・ワイン・焼酎などのアルコール類全般】
- ・香水、臭いのきつい物
- ・必要以上の家具等の持ち込み(車椅子等介助スペースが確保できずに介助の際に支障が出たり、緊急時の救急対応に支障が出るおそれがある為。)
- ・防火・防災の表示のない布製の物(寝具・カーペット等)  
当施設にて、使用しているカーテンや寝具等は全て防火・防災表示のものを使用しています。
- ・貴重品【宝石・貴金属・現金、通帳、印鑑等】  
盗難、紛失に関しては当施設では一切責任を負いません。

#### ⑧ 居室での履物について

特に規定はございませんが、スリッパは大変すべりやすく危険です。また、樹脂製のサンダルは躓きやすく危険ですので、マジックテープのついた介護用の靴が最適です。

#### ⑨キーパーソンの選定

御入居者様の生活全般において、ご相談させていただく方を近親者の中から一人選定していただくようお願いいたします。

※入居後、ご本人様の緊急時に、必ず至急、駆けつけていただく(または搬送先病院とご連絡をお取りいただく)事が可能な近隣にお住まいの方。

また施設での生活を送る上で必要時にご連絡をお取りさせて頂く事が必要となります。

緊急時にすぐに連絡がつく、携帯電話番号や、会社等電話番号をお知らせ下さいますようお願いいたします。

#### ⑩電話について

居室に電話回線を引くことはできません。外部からの呼び出しに関してはお取次ぎいたします。

#### ⑪施設使用上の注意

- ・居室及び共用施設敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ・故意に、またはわずかな注意を払えば、避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご入居者の自己負担により、現状に復していただくか、または、相当の代価をお支払いいただく場合があります。また、居室の壁や家具、施設の設備にガムテープやテープ類、押しピン等を使用されることは原則禁止とさせていただきます。(壁紙や家具の木地が剥がれ、退去時に現状回復費が発生します。)
- ・ご入居者へ対するサービスの実施及び安全衛生等の管理の上、ご入居者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。
- ・当法人の職員や、他入居者様等に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- ・騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また無断で他の入居者の居室に立ち入らないようにしてください。
- ・ご入居者同士の食品のやりとりは、食事制限の方もいらっしゃるので、全面的に禁止になります。
- ・退所におけるお部屋の明け渡しについては、待機の方もいらっしゃいますので、5日以内でお願いします。
- ・持ち込み家具の状態(劣化の激しいもの等)や、入居者様の心身状況により支障がでると判断した家具等、ご家族様にてお持帰りいただく場合もあります。
- ・個人使用の消耗品以外の持ち込み品の処分はご家族にてお持ち帰りいただくか、ご家族にて業者手配していただきますようお願い申し上げます。
- ・入居者様の現金や私物等は施設ではお預かりすることはできません。あらかじめご了承ください。

令和 年 月 日

指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

グループホーム今城の丘

説明者

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定認知症対応型共同生活介護の提供開始に同意しました。

入居者

住所

氏名

印

保証人

住所

氏名

印

保証人

住所

氏名

印

緊急連絡先

|       |  |
|-------|--|
| 氏名    |  |
| 住所    |  |
| 緊急連絡先 |  |

主治医

|       |  |
|-------|--|
| 病院名   |  |
| 担当医   |  |
| 緊急連絡先 |  |

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第178条の規定に基づき、入居申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階
- (2) 建物の延べ床面積 299.63㎡
- (3) 施設の周辺環境 騒音なし、JR高槻駅から車で15分程度の自然豊かな住宅街
- (4) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しております。

- ・ケアハウスぐんげ今城の丘(特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護)

大阪府高槻市郡家本町13番18号

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護40名

一般自立型10名

高槻市 第2770903074号 平成20年4月1日指定

- ・小規模多機能ホーム今城の丘(地域密着型小規模多機能型居宅介護)

大阪府高槻市郡家本町12番24号

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 25名

高槻市 第2790900142号 平成21年10月1日指定

- ・特別養護老人ホームぐんげ今城の丘(介護老人福祉施設)

大阪府高槻市郡家本町13番23号

ユニット型介護老人福祉施設 100名

大阪府 第2770903868号 平成24年3月1日指定

- ・小規模特養ホームぐんげ今城の丘(地域密着型ユニット型介護老人福祉施設)

大阪府高槻市郡家本町8番1号

地域密着型ユニット型介護老人福祉施設入所者生活介護 29名

大阪府 第2790900407号 平成27年4月1日指定

- ・小規模特養ホーム西之川原の郷(地域密着型ユニット型介護老人福祉施設)

大阪府高槻市西之川原1丁目17番1号

地域密着型ユニット型介護老人福祉施設入所者生活介護 29名

高槻市 第2790900589号 平成30年4月1日指定

- ・グループホーム西之川原の郷(地域密着型認知症対応型共同生活介護)

大阪府高槻市西之川原1丁目17番1号

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 18名

高槻市 第2790900571号 平成30年4月1日指定

- ・グループホーム今城の杜(地域密着型認知症対応型共同生活介護)

大阪府高槻市郡家本町8番5号

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 18名

高槻市 第2790900738号 令和3年4月1日指定

・小規模特養ホームぐんげ今城の杜(地域密着型ユニット型介護老人福祉施設)

大阪府高槻市郡家本町8番5号

地域密着型ユニット型介護老人福祉施設入居者生活介護 29名

高槻市 第2790900720号 令和3年4月1日指定

・看護小規模多機能ホーム今城の杜(複合型地域密着型サービス)

大阪府高槻市郡家本町8番5号

看護小規模多機能型居宅介護 登録定員29名

高槻市 2790900712号 令和3年4月1日指定

・小規模特養ホームはむろの庄(地域密着型ユニット型介護老人福祉施設)

高槻市土室町82番3号

地域密着型ユニット型介護老人福祉施設入居者生活介護 29名

高槻市 第2790900928号 令和6年8月1日指定

・グループホームはむろの庄(地域密着型認知症対応型共同生活介護)

高槻市土室町82番3号

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 18名

高槻市 第2790900936号 令和6年8月1日指定

## 2. 職員の配置状況

### 〈配置職員の職種〉

介護職員…入居者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の入居者に対して1名の介護職員を配置しています。

介護支援専門員…入居者の課題を抽出し、入居中の介護計画を作成します。

## 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、登録後作成する「サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

## 4. サービス提供における事業者の義務

当施設では、入居者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 入居者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師と連携のうえ、入居者から聴取、確認します。
- ③ 入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ 入居者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管します。

- ⑤ 入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、入居者又は他の入居者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ 業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た入居者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし入居者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供いたします。
- ⑦ 担当者はサービス計画の原案について、入居者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- ⑧ サービス計画は、6か月に1回（※要介護認定有効期間）、もしくは入居者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、入居者及びその家族等と協議して、サービス計画を変更いたします。
- ⑨ サービス計画が変更された場合には、入居者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。
- ⑩ 当施設の計画作成担当者等にサービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

## 5. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

## 6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の30日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更にも同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができます。

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立または要支援1と判定された場合
- ③ 他施設への入居契約が終了した場合
- ④ 事業者が破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖・縮小した場合
- ⑤ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑥ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑦ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑧ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

⑨常時医療行為が必要となった場合

※医療行為とは医師及び医師の指示を受けた看護師・助産師等の医療従事者の行うことが認められている治療や処置等のこと。医学的な技術・判断がなければ人体に危害を及ぼす危険がある行為の総称。

【例】

|    |                  |                 |           |
|----|------------------|-----------------|-----------|
| 点滴 | インシュリン注射(自己注射含む) | バルン留置           | 人口肛門(ストマ) |
| 吸引 | 酸素吸入(在宅酸素も含む)    | 経管栄養(経鼻栄養・胃瘻栄養) |           |

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の30日前(事情により短縮できます)までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定認知症対応型共同生活介護のサービスを実施しない場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑤他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

附則

この重要事項説明書は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この重要事項説明書は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この重要事項説明書は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この重要事項説明書は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この重要事項説明書は令和元年 5 月 1 日から施行する。

附則

この重要事項説明書は令和元年 10 月 1 日から施行する。

附則

この重要事項説明書は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この重要事項説明書は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この重要事項説明書は令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この重要事項説明書は令和 6 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この重要事項説明書は令和 7 年 10 月 1 日から施行する。